

平成16年9月24日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	12 番	岩吉泰彦
2 番	伊東茂	13 番	井手常道
3 番	福井正	14 番	青木幸平
4 番	水頭喜弘	15 番	中村清
5 番	橋爪敏	16 番	谷口良隆
6 番	山口瑞枝	17 番	中島邦保
7 番	中村雄一郎	18 番	吉田正明
8 番	橋川宏彰	19 番	谷川清太
9 番	森田峰敏	20 番	松尾征子
10 番	北原慎也	21 番	中西裕司
11 番	寺山富子	22 番	小池幸照

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	田中義明
局長補佐	坂本芳正
管理係長	迎英昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総	務	唐	島		稔
市	民	坂	本	博	昭
産	業	山	口	賢	治
企	画	北	村	建	治
総	務	山	本	克	樹
財	政	藤	田	洋	一 郎
市	民	堤		節	代
選	挙				
管	理				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
税	務	北	御	門	敏
課	長	平	石		和
福	祉	中	村		和
事	務	中	橋		孝
所	長	中	岡		俊
長		福	川		
補	佐	中	川		
保	険	藤	家		敏
健	康	松	浦		
課	長	栗	林		雅
長		井	手		清
農	林	森			久
水	産				
課	長	江	崎		サ
長		小	野		利
商	工	北	村		和
観	光	中	村		博
課	長	一	ノ		健
長		江	口		
都	市				
建	設				
課	長				
環	境				
下	水				
道	課				
課	長				
ま	ち				
な	み				
活	性				
課	長				
建	設				
環	境				
部	調				
査	室				
長					
水	道				
課	長				
収	入				
役	職				
務	代				
理	者				
長					
会	計				
課	長				
教	育				
委	員				
長					
教	育				
長					
教	育				
次	長				
兼	庶				
務	課				
長					
生	涯				
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
長					
農	業				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
監	査				
委	員				

平成16年9月24日（金）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 議案第58号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議会運営委員の選任について
「中西副議長不信任」の動議
-

午前11時6分 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（田中義明君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案1件の追加提出がありました。議案番号、議案名は、お手元に配付いたしております議案書（その3）の目次に記載のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

議案第58号を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

おはようございます。本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案いたします議案は、人事案件1件でございます。

それでは、議案第58号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任について申し上げます。

現委員、田島治雄氏の任期が、平成16年9月27日をもって満了されますが、引き続き田島氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、追加提案いたしました議案につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

日程第2 議案第58号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2．議案第58号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任についての審議に入ります。

お諮りいたします。議案第58号は、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第58号は委員会付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第58号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第58号はこれに同意することに決しました。

しばらくお待ちください。ただいま同意いたしました鹿島市固定資産評価審査委員会委員の御紹介があります。

○助役（出村素明君）

それでは、私の方から御紹介をさせていただきます。

ただいま議会において選任に同意をいただきました固定資産評価審査委員会委員に就任い

ただきます田島治雄様でございます。

それでは、一言ごあいさつをお願いいたします。

○固定資産評価審査委員（田島治雄君）

田島です。今回、委員に承認いただきまして、本当にありがとうございました。

業務については、誠心誠意、一生懸命やっていきたいと思っております。今後ともよろしくお願
いします。（拍手）

○助役（出村素明君）

どうもありがとうございました。

これもちまして紹介を終わらせていただきます。

○議長（小池幸照君）

暫時休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午後1時21分 再開

○議長（小池幸照君）

会議を開きます。

次の日程に入る前に、当局から氏名の訂正の申し入れがっておりますので、連絡をいた
します。

午前中審議いたしました議案第58号で同意をいただきました鹿島市固定資産評価審査委員
の田島治雄さんの名前の「治」の字がにすいになっておりますので、さんずいに変えてくだ
さい。

日程第3 議会運営委員の選任について

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3. 議会運営委員の選任を行います。

委員会条例第8条第1項の規定により、伊東茂君、中村雄一郎君、橋川宏彰君、井手常道
君、中村清君の5名を指名いたしますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、伊東茂君、中村雄一郎君、橋川宏彰君、井手常道君、
中村清君の5名を議会運営委員に選任することに決しました。

暫時休憩をいたします。

午後1時22分 休憩

午後2時12分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員の委員長及び副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長、中村雄一郎君、副委員長、井手常道君、以上のとおり決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

午後 2 時 13 分 休憩

午後 3 時 3 分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま吉田正明君外 7 名から、中西副議長の不信任案の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。この際、直ちに本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議なしと認めます。よって、この際、中西副議長の不信任の動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

地方自治法第 117 条の規定により、中西裕司君の退席を求めます。

〔中西裕司君退場〕

○議長（小池幸照君）

本動議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。8 番橋川宏彰君。

○8 番（橋川宏彰君）

動議の提出について

「中西副議長の不信任」の動議を提出します。

提出理由

小池議長は、平成15年議会議員選挙後の初議会である5月臨時議会において、議長就任にあたり議長、副議長の連携を強化し、円満な議会運営を行うために副議長室を廃止し、正副議長が机を並べることとなった。このことにより、風通しの良い議会運営が期待をされたが、合併関連議案の取り扱いや新エネルギービジョン策定委員会の委員選出等について、議長を補佐する立場にありながら、自らが先頭となり混乱を生じさせた。この責任は、副議長の職に身を置く立場としては重いものがある。そこで、この際、副議長を辞していただくよう不信任案を提出する。

平成 16 年 9 月 24 日

提出者	吉田正明
〃	中島邦保
〃	岩吉泰彦
〃	北原慎也
〃	森田峰敏
〃	橋川宏彰
〃	中村雄一郎
〃	山口瑞枝

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま橋川議員の方から提案理由の説明がありましたが、お尋ねをしたいと思います。
まず、この文章になりますが、「議長就任にあたり議長、副議長の……」云々として、「円満な議会運営を行うために」云々と書いてありますが、提案者、「円満な議会運営」というのはどういう議会運営なんでしょうか、お答えください。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

「円満な」と、書いてある字のごとく、丸くおさまっていくと、辞書に載っとっか載っとらんか、そこんたいはわかりませんが、副議長も就任されたときに、同じ部屋で、議長の補佐をし、議長と一緒に協力してやっていくと、全議員の前で申されましたので、そういうふうにして副議長は円満にやっていくと申されましたから、私はそのあれでここに上げているところであります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

いろいろは申しませんが、議会というところは、同じ意見の人が何もなくてスムーズにいくということじゃないと思います。論議はいろいろ尽くされ、いろんな考えがありますから、そういう中での運営を十分保障していくのが議長やら副議長の役割だと私は思っておりますが、先ほどの答弁は、私には十分納得できません。

次にお尋ねをいたしますが、一番ここが肝心なところだと思いますが、「合併関連議案の取り扱いや新エネルギービジョン策定委員会の委員選出等について、議長を補佐する立場に

ありながら、自らが先頭となり混乱を生じさせた」ということが書かれておりますが、具体的にどういう混乱があったのか、その辺について具体的にお答えください。合併と、新エネルギービジョン策定委員会の委員選出、両方についてお願いします。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

合併関連議案、また新エネルギービジョン策定委員会の委員の選任ということで、議長、副議長、また議運の委員長、副委員長、4人で、大体普通は議運の前の話し合いでいろいろされていることと私は承知しておるところであります。そこで、副議長もその話を聞いて、ここはこうという御意見も私はされているんじゃないかと。私はその場におりませんので。そいけん、そういうところで、やっぱり意見等も、また助言等も副議長としては申されるべきじゃないかと、私はそういうふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまの答弁では全くわかりません、どういうことなのかですね。議運の前に4人で話し合いをしているから、これは……と思いますということですね。具体的事実はわからない。そういうことながら、意見とか助言をすべきだと思うけどということだったでしょう。それなのに何なんですか。それなのに。その辺の大事なところがわかっていないんですよ。そして、みずからが先頭になり、どういう混乱を生じさせたのか、そこをもっと具体的にですね、理解できるように御説明ください。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

かわって御説明いたします。

私は、前回の議会運営委員会副委員長の立場にありましたけれども、議会運営委員会を開催する折には、必ず正副議長、議会運営の正副委員長で協議をいたします。それをもとに議会運営委員会に諮って、最終的には議会運営委員会で決定をしていただきますが、その協議の段階で議長から提案がある際に、副議長もその会議に同席をしてみずからの意見を述べることができます。その中である程度の方向性を出した場合には、当然副議長もその会議に同席をし、また議会運営委員会の中でオブザーバーとして同席をするわけですので、提出する議員全員で、今回、合併関連議案の特別委員会の設置を提案いたしましたけれども、その折にはむしろ提案者の立場であります。しかし、中西副議長は、特別委員会を設置し継続審査をする場合に、一議員としては確かに権利がございますけれども、否決の立場に回られまし

た。みずからが起案をし、提案をしていく立場でありながら、そのような態度をとられたということは、議長を補佐する立場としてはふさわしくないということで考えております。

（「エネルギービジョンは」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今、一緒におって、協議をして、そういう形で進めるという立場にあったと。みずから提案者の立場だったけれども、そうじゃなかったというようなことですね。

私は、議運とか何かで採決をしてされたのかどうかは定かじゃありませんが、ただ、私たちもたまたまそういうことがあります、一つの問題について自分なりの意見を持っているけれども、論議の過程で態度を変えなくちゃいけないというような、そういうことにぶち当たることもたまたまあるわけですね。そういうことの、私は合併関連議案のときに副議長に聞きましたら、審議の過程を聞いていたらどうしても賛成できなかったというようなことをおっしゃったのを思い出しておりますが、そういう問題について本人さんとどういってお話し合いがなされたのかどうかですね。

それから、新エネルギービジョン策定委員会の委員選出の問題も、混乱を生じさせたということを書かれておりますが、私はどういう混乱が起きたのかはわかりません。

ただ、経過を見ますと、この合併関連議案については、6月28日に市長が関連議案の提案をされるということに対して、まだ議会に提案がされていないその時点で既に継続審議をするということが決められ、そして特別委員会がつくられるということが決められていたと。そして、これは私たち全議員には報告も協議もされなかったと。議運の中だけでそれが決められ、事後の承諾というような形。

それから、新エネルギービジョン策定委員会の委員選出の問題も、まさに同じだったと思います。私たちは全員協議会の中で、既に委員に対して辞令が交付され、その後、こういう形で要請があつてというお話を聞きました。そのときの議会運営委員会の様子は、言うまでもありませんが、議会としては法的に決められた以外は委員としては選出をしないんだと、そういうことを決めたじゃないかと、それをどうして議会運営委員会だけでしたのかというような、いろんな意見が出されたことはもう重々御承知だと思います。

これは、副議長のとった態度がそういう事態を起こしたのではなくて、議長なり、それから議会運営委員会のあり方が正当でなかったことに対する数名の議員の意見表明の中から、こういう問題が出てきたと思います。そういうことで、議会運営委員会の責任を問うと、議長に対しても私は責任を問いました。そして、ほかの議員からもそういう意見が出されて、刷新すべきじゃないかということで、先ほど議会運営委員の人選がされて、新しい委員長、副委員長も決まるという事態が生まれたわけですね。そして、そのやさきに、こういう副議

長の不信任の動議が出されたわけですけれども。ということになりますと、特にこの問題については、議会運営委員会の問題もわかりですが、その前に議長の責任はどうなのかと、ここを問わなくてはいけないと私は思うんですよね。

特に、市長からですか、2人の委員を出してくれという要請があったそのときに、議会としてはそういうのは出さないということに申し合わせがあっているんですよということをしつかりとその場で議長が言って食いとめておくならば、こういうことは生じなかったと思うんですよ。全部で決めたことを、諮りもしないでそれを受け入れてすると。

そして、結末は、本当にですね、議会として、公の場に出された、辞令をもらった人たちが辞令を返還しなくちゃいけないような、そういうみっともないことをしてきたんですよ。この責任というのは、議会運営委員会としては人事の刷新をしたわけですけど、もっと大事なところが置き去りにされている。そして、その矛先を副議長の不信任案で終わろうとしている。こういうことは私は許せないと思うんですよ。そうじゃないですかね。

そういうことですので、このことについて何かコメントがありましたら、しかとそのところを言っていただきたいと思うんですが、あと私は討論しませんが、これは個人的な、副議長という名前ですが、中西副議長が云々の問題じゃなくて、議会のあり方として許すことのできない、そういう問題だと私は思います。

そういうことで、コメントがあればコメントをしていただいていたいいと思いますが、私は納得のいかない動議だと受けとめております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかに質疑ありませんか。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

重複の嫌いもありますが、提案者の方に一、二確認をいたしておきたいと思いますが、中西副議長の不信任の理由を具体的に二つ上げてありますね。合併関連議案の取り扱いの問題と、新エネルギービジョン策定委員会の委員選出、これにみずから先頭となり混乱を生じせしめたというふうに書いてありますが、合併関連議案は混乱していますかね。扱いは時間かかりました。異論もあります。その後の特別委員会の発足、審議も不規則な状態は一部あります。しかし、法的に成立をして動いていますね。そうでしょう。これを混乱という、要するに執行部の提案したとおり、あるいは言われる議員の方々の意思のとおり事が進んでいないから混乱を生じたというふうにとらえられては困ると思うんです。法的に存立しとるんですよ。議会というのは言論の場ですから、賛成意見あり、反対意見あり、扱いには慎重な扱いあり、スピーディーに扱うことあり、いろいろあります。人間の集団、つまり民意を代表する声の場所ですから、この結果を混乱と見るか、議論の成果と見るかなんです。その見識の違いが一つあると思います。これにどういうふうにお答えになりますか。

もう一つは、新エネルギービジョンの策定委員、これについて混乱を来したというのは、議会の申し合わせ、執行部にもその旨通告をされて、条例、法に基づく委員については残すと、その他の委員については全員撤回をさせていただくと、執行部との合意の上でやっとなんです。そのルールを超えた決定をされた。それが問題になって、今日責任をとる形で、一部の議運の皆さん方、できれば全員辞表を出してほしかったんですが、みそぎをされた、そして今の落ちつきがあるということなんです。ルールに基づかなかった。その結果が、鹿島市議会における各方面からの議論の結果がこれなんです。

だから、それには混乱というとらえ方じゃないです。議論の成果がここにあったということなんですよ。それを混乱扱いすると。しかも、中西副議長の個人的な云々は、私は事実を知りませんから、この場でいろいろ口を挟むことはできませんけど、少なくとも公の場所です、本議会、あるいは全員協議会、あるいは私の所掌する委員会等の彼の言動を見るときに、これに混乱を生じさせる先頭になった言動があったという事実は、私は認めておりません。

意にそぐわない方向で意思表示をされた。例えば、廃置分合議案を継続審査することにはノーという意思表示をされた。これはあるそうでないという見方の議員からすれば意にそぐわなかったかもわかりません。しかし、副議長は、議長に事故あるとき職務を代理する以外は一議員としての職権をすべて我々一般の議員と同等に保有しておるんです。そこをだるまさんになしてしもうて、口も足も出してはならないという、そういう横暴をやられたんでは、これは議会制民主主義に大きな問題を落としかねないと私は思います。

そういった意味で、私の今の疑問に対する満足いく御答弁をいただかない限りには、こうしたものはやめていただきたいと。こういうことをやれば、議会は大変ですよ。気に入る、気に入らないの次元では処理すべき問題ではございません。そういった意味で、提案者に今の2点についてのお尋ねに私の納得いくお答えをいただきたいということでございます。

○議長（小池幸照君）

18番吉田正明君。

○18番（吉田正明君）

私は、今回の中西副議長不信任案の動議に賛成をした者でございます。いろいろ理由は、ここに書いてありますことと、また、いろんな席で意見も交わされたことでありますけれども、私は、原則として議長と副議長は一心同体であるべきだと、一蓮托生だと、これが原則だと思っております。そして、副議長は議長の補完的役割に徹することも大事。そうしないと、議長は議長としての役割、全責任があります。行き届かないところもあります。そういうものをやっぱり副議長が補完していくべきだと。私は過去、鹿島市の副議長、議長の姿勢、議会に5期務めておりますけど、そういう姿勢を見てきました。そしてまた、全国3,500からの自治体の中で、議会運営において議長と副議長の和がとれていない議会は余りうまくい

っておりません。そういう事実もいっぱいあります。

ですから、こういった重要な市民生活に直結する鹿島市の浮揚に対する問題、そして特に合併問題等においては、いろんなそういう点からすると、私たち大体保守系大半がやっぱり太良町とは組むべきだと、合併はするべきだという姿勢をとってきました。しかし、それには反対の方もいっぱいいらっしゃいます。じゃあ、大勢としてどういくかということになりますと、やはり長い将来、子や孫のためにこのふるさとをどう活性化し発展させていくかという非常に大事な時期に来ております。期限も限られております。ここが一番大事なところじゃなかろうかと思えますし、そうした中でも、法定合併協議会の21回の会合の53項目にわたる協議事項の中で、何となく副議長の姿勢には合併に消極的な姿勢が否めなかったんじゃないかというふうには私は感じております。私もある委員の方から、太良町を含めて、あんたんこの副議長さんな反対やなかね、反対で合併協議会の中に議会代表としているのはいかがなのかという話まで聞いたことがございます。

そういう点で、やはり副議長の役割というのは、私たち一般の平議員とは違う大きな役割、責任、そして反対と賛成の調整役、いろんな点で違った役割があると思います。そういう点を認識した上で、自覚した上で、賛成も反対も自由ですけども、役割というのは、私たちがその辺で一々意見を言うのとまた重みが違うということをやはり我々は認識しなければならぬんじゃないかという気がいたします。

以上が私の賛成の立場に立った、不信任案に賛成した立場の私の考えであり、提案者としての意見でもあります。

以上です。（「この前、合併に反対したとやなかろうもん、継続審議に反対……」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

提案理由は、先ほど橋川議員がされておるわけで、私は意見を言ってくださいとは言わらんわけで、私の質問に答えていただきたいんですが、今のお話を聞くと、一心同体で議長といくべきだとか、一般論はわかります。全体的に浪花節のようなことを言われても困るわけで、保守系は太良町との合併に向いているというのは、それは保守系の内部の一つの合意としてはあっていいんですよ。そういうことは何にも一つも私は問うていないんですね。

だから、中西さんが保守系の議会議員の席上で問われることは、それは仲間うちでやってくださいということなんですよ。その方向に向いておるか向いていないかという政策的な不一致点をつくならば、そこでやるべきであって、多様な意見のあるこの本会議場という場所で、その公職を問うという次元のお話じゃないんですね。自民党であれば自民党——自民党公認の方は一人もいらっしゃいませんけど、自民党内での話なのか、保守系というもう一つ

のくくりの中での話なのかもわかりませんが、そこではそういう流れなのにそういうふうなことをしないからという話はその場でして、みずからの所信を彼も述べるでしょう。自民党なら自民党内部での切磋琢磨をしていただくでしょう。そして、副議長はこの際、あなたはやめたがよかばいて、あなたが勧告するでしょう。あるいは、弁明を聞けば、そうではないということになるでしょう。その話を踏んで、ここに出されているんですか。違うでしょう。

そういった意味では、そうでないという、その流れを知らない人間からすれば、何でやて、この理由そのものが合併関連議案と新エネルギー委員の選出をめぐって時間がかかったとか、あるいは思いどおりいかんやったけんが、副議長が積極的に先頭になって混乱を招いたけん、この混乱を招いたことも一つも説明されとらんですよ、具体的にどがんことしたかという。それをこの議会で、多様な意見を出すこの議会で保守系内部の話をされたって、説明になっていませんよ。

多数だから議会を独占したような、そういう浪花節的な議論は、私はここで求めているわけです。そういった点での合点のいく答弁を求めているわけですので、もう少し臨場感を、私にも伝わるような、だから副議長はやめていただくにやいかんと、そうかと、そういうのが伝わるような答弁をしていただきたいということを言っておるんです。

○議長（小池幸照君）

18番吉田正明君。

○18番（吉田正明君）

私は、細かく言い過ぎた点に対して、谷口議員の不満もあらわれるかもわかりませんが、副議長不信任案というのは、副議長としてふさわしいのか、ふさわしくないのか。今までとった行動から考えて、私はこの際、辞していただきたいというふうな、基本的にはそういうことでもあります。個々にいろいろ並べていけば1時間でも2時間でもかかるかもわかりません。しかし、副議長にふさわしいか、ふさわしくないか、一番口言ったようなことで私は判断をするべきだというふうに思っております。

以上です。（「何の混乱を生じたか、答えんば」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

大体、もう質問しても、その質問に対する答えは返ってこない。ふさわしくないと思うから出したんだということで、理屈も唱えんで観念的に動議を出されても、賛成とも反対とも態度がとりにくいでしょう。かかわりのあった人は、実はこういうこともあった、ああいうこともあったと、公には出せんけど、客観的にこういう事実があるではないかということを出す。それは出さじや。出すべきですよ。そいば出さんで、ふさわしいか否かの判断

で私はふさわしくないと思うからと、そんな観念論で本人の、いわば、これがもし可決するという事になれば、最終的には本人が決められることでありましょうけど、極めて本人の名誉とか今後の社会的な地位に影響を及ぼす話なんですよ。それを今のような観念論で処理されるというのは、私も一議員として、そういう軽率なものではないと、もっと慎重なものと、そういうふうに考えます。今のような答弁では、ちょっと理解いたしかねます。

終わります。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

今回、この動議が出されましたことに、私は全くかやの外におりまして、この場に及ぶまでわかりませんでした。というぐあいに、全く私は、こういうふうな中身が書いてあること自体理解できないまま、ここに立っています。そういう中で質問をさせていただきます。

最初に、松尾議員の方から円満な議会運営というふうなことで尋ねられ、そして橋川議員がお答えをなされました。そのことについて、丸くおさめると、そういうふうな内容のことをおっしゃいましたが、私の考えは、円満な議会運営というのは、私たち議会が円満に行くのではなく、やはり市民に開かれた議会として市民の皆さんのためになるような議会運営をしていくということが大事じゃないかと思うわけなんです。そういうことが一言も触れられておりませんが、このことについてほかの提出されたから、また考えがあらうかと思えますので、この円満な議会運営についての考え方をここに上げられておりますので、お聞きをさせていただきたいと思えます。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

円満な議会運営とはどういうことかという御質問をいただいておりますので、御答弁したいと思えますが、鹿島市民の皆さん方に鹿島市議会がどのように映っているかということ、今議会、改選前等の会派制をしいていたときを思い起こしていただければわかると思えますが、鹿島市議会は割れとつたいえというのが大半の見方じゃなかったかと思えます。それも、保守系の議員の中で二つ、三つに割れているということで、前回の議会の中では、議会運営委員会が十三、四回、会派の移動で変わっております。

そのような中で、とにかく議会を、いわゆる政策論争をする場としては当然議論をしなければならぬわけですが、必要なこと以外で消耗しないようにうまくやっていく一つの方策として、議長、副議長が連携を強化して、同じ部屋に副議長を入れるということが小池議長から提案をされて、そのことに皆さん賛同されて、議長選挙で投票なさった方が多いんじゃないかと思えますが、その中でも、議長、副議長ともお互いに協力しながら

やっていくというような発言をされたんじゃないかというふうに考えております。円満な議会とは、そのような議会を指しております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

ここに書いてある円満な議会ですね。今、中村議員の方から申されましたことは、会派制がしかれ、その運営をしていくときに、議会中、何回ともなく議運の委員がかわり、この議会が混乱をしたということで、市民の皆さんに対するそういうふうな不信が、また、そういうことが生まれたということも兼ね合わせながら、この円満な議会運営ということが書かれているということだったんですが、果たして、議長、副議長が机を並べることで円満な議会運営を行うことができるか。これはわかりません。ですが、一つの方策としてこれがなされ、私たちもそれはいいことじゃないかということで賛同をしたんじゃないかと思っています。

そういう中であるならば、今回、こういうふうな二つの関連のことを書いてありますね。今おっしゃいましたように、合併関連議案の取り扱い、新エネルギービジョンの委員の選出に当たっての問題、こういうふうになっておりますが、今回ここに二つだけ載っておりますが、今、吉田議員の方から言われた中身としては、具体的に言ったら1時間、2時間あっても足りない、こういうふうなことをおっしゃったわけですね。ということは、この二つだけが問題じゃないと、いろんな意味合いを込めての、私たちにわからない、議会で論ずる以外のものがここに含まれているんじゃないかというふうに、ちょっと憶測で申しわけないんですが、そういうふうにとらえられかねない部分もあるわけですね。

そういうふうになった場合、これが市民に流れていった場合に、もっと混乱を来すんじゃないかと。鹿島市議会は議員としての権利の保障がなされているんだろうかと。それぞれ個々の議員が発言をする場所が本当に保障されているのかどうか、そういうふうなところでまで不信が広がるんじゃないかと、私はそれを大きく心配しておりますが、こういうふうな心配は全くされていないのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

18番吉田正明君。

○18番（吉田正明君）

今度出されました提案理由は、単に一例を挙げただけで、個人的な中西副議長の行動まで不信任に当たるという意味は含まれておりません。ただ、ここに、議会活動の中でいろいろ批判される、また、もうちょっと副議長という重要な役割の中で慎んだ行動ができないかなという点が多々あったということでありまして、一問一答のような形でいったら1時間でも2時間でもかかるんじゃないかという例えを言っただけのことで、私的な問題には一切触れ

ておりません。

以上です。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

お言葉を返すようで申しわけありませんが、先ほどでは、議長、副議長の職務というものが一心同体であると、そういう立場から中西副議長がふさわしくないという部分も言われたんじゃないかと思うわけですね。ここの部分で、私は、やはり議員それぞれが認識を新たにしたいと思う部分があるわけです。

議長、副議長というのは、例えば、市役所内での市長とか助役という上下関係ではないというふうに明記がされています。議長が事故たるとき、または病気等でここに出席できないときの議長の役割をする、そういうふうにしてあるわけですね。ということは、上下関係にないということで、それぞれの議員としての立場が保障される、考え方も保障されるし、採決に当たっては自由の裁量で臨むことができるというふうに私は考えるわけですね。そのような考えのもとにあられるのか。まさしく賛成も反対も考え方としては一心同体であるべきと考えていらっしゃるのかどうか。

ここに吉田議員は一心同体という言葉が申されました。ほかの、ここに8名の委員の方が出されておりますが、どういうふうにお考えなんでしょうか。一心同体とお考えなのか、副議長はどういう地位にあるとお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

提出者8名全員が、今、吉田議員がおっしゃった——私の場合は、吉田議員がおっしゃったように一つは考えておりますし、ほかの人のどうかはわかりません。

○議長（小池幸照君）

だれかありますか。9番森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

私も提出者として、寺山議員から2回目聞かれましたので、ちょっとお答えしますが、ここに「ビジョン策定委員会の委員選出等」ってありますよね、「等」というのを私は大きく考えまして、さっき吉田議員が言われたように、このこと二つの問題だけじゃないわけです。彼には、いろんな問題があるわけです。そういうことを私は聞いております。実際、私が携わったことはございません。

それで、この合併関連議案に反対というのが議運でありました。それで、反対したからということで、ちょっと注意をすとか意見を言うとかいうような意味の議運の委員長からの

9 番森田峰敏君。

○9 番（森田峰敏君）

（発言する者あり）（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

暫時休憩いたします。

午後 3 時 50 分 休憩

午後 4 時 5 分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

9 番森田峰敏君。

○9 番（森田峰敏君）

先ほど私の発言の中で、伝聞と断りながら、
発言をいたしました。未確認のため、この発言につきましては取り消しさせていただきます。

以上。

○議長（小池幸照君）

11 番寺山富子君。

○11 番（寺山富子君）

私が質問したのは、副議長とはどういう地位にあるのかということ。そういう中で、いろんなことが出てきたわけなんです。そのことについては森田議員の考えは聞かせてもらってありませんが、森田議員も含め、あと 6 名、そのことについてどうい
う考えを持っておられるのか、これを聞かせてほしいと思うわけです。というのは、非常に重要なことですので、それぞれお願いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

9 番森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

副議長という職務については、今までの方が全部言われたと思います。皆さん全部一緒だと思います。だから、副議長というのは、議長を補佐し、そして議会運営がスムーズにうまくいくように、そういった性格の職務だと私は考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

全員答えろということですので、御答弁いたしますが、確かに、文献を見ますと、副議長の職にあっても一議員としての立場は保障されていると書いてありますけれども、一心同体という言葉が適切かどうかは別として、やはり副議長は議長を補佐する立場にあるというふうに判断をします。

○議長（小池幸照君）

ほかに発言はございませんか。（「同じですから、ありません」と呼ぶ者あり）6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

お答えいたします。

私も皆さんと同じでございます。提案者の一人でございますので。議長を補佐しながら、一緒になって物事を、話し合いをしながら、仲よく、そして皆さんのためになる議会運営をするために、意見は時々違うかも知れませんが、一緒になってやっていくのが副議長の務めだと思っております。

以前にも、こういう問題が、いつも議長、副議長という問題が出てきますけれども、過去の経緯をちょっと見てきますと、なかなかうまくいっていないなというふうなことも、私も前回の会期のときから感じておりましたので、やはり仲よく話し合いをして、全議員と一緒にやっていくのが副議長、議長の務めだと思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかの方。

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

ないということは、同じということに私は受けとめたいと思います。後ろの方から、同じという言葉も返ってきておりました。

私は、今それぞれのここに提出をされていらっしゃる議員の方の考えを聞いて、改めて鹿島市議会のそれぞれの議員の方の考え方というものに、一種疑問を抱かざるを得ません。と

というのは、やはり副議長という地位をそれぞれ、副議長もですが、それぞれの議員という立場をみずからがもっと深く考えるべき、こういうときこそ考えるべきときじゃないかと思っています。これは、それぞれの考え方で決まるわけではなくて、法的に副議長の立場というものがきちんとあらわされているわけですね。そういうものに沿って、こういう大事な副議長の不信任ということ、動議を提出する一つの大きな問題と、指摘の一つにされておりますから、やはりここは、何でもかようなふうにかえられるのか、私は全く今理解しにくいんですが、こういうふうな動議を出すということは、中西議員のこれからのいろんな問題にぶち当たったときに、社会的地位とか、いろんなものにやはり影響はするわけですね。影響しないかもわかりません、本人の努力によって。ですが、やはりこれは影響するというふうにかえるのが普通じゃないかと思います。こういう大事な一議員の、また一人の人間としての尊厳を、こういうふうにか私としては曲がった考え方で大事なことの動議を出すということ自体に大きな不安を感じています。

ということであれば、いろんな何かあった場合は、こういうふうなことが、議員としての権利の保障というものがきちんとそれぞれの議員が認識を正しくしていないと、今後こういうことはあり得ると思いますので、ここに出された議員の方々に、そういうふうな立場の認識を勉強するといいますか、私としては、間違っていると、私はきちっと言いたいと思いますが、これに対してだれか反論があったらお聞きをさせていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

答弁をいたしますが、それぞれ議員は、一議員としていろんな権利を持っております。それと同時に、それぞれ役職を持っております。常任委員長は、それぞれの常任委員長として、議長は議長として、副議長は副議長としての役職があります。その役職も、やはり全うしなければいけないということで、今、寺山議員は、一議員としての立場だけを強調されましたけれども、副議長は議長の補佐役として、すべての会議をする前には相談を受けておられます。そこで十分に自分の意見を言えるということで、その中で自分の意見と異なっても、議会を進めていく中では、話し合った結果、そういう方向が出たならば、それに従ってやるべきときもあろうと思います。まさに、合併関連議案のときはそのような形じゃなかったかというふうにか私は理解をしておりますが、そのような中でああいう態度をとられたということは問題だということで一つは指摘をしてございますので、そういう機会が全くなければ、今言われたような形での御指摘も当たるかと思っておりますけれども、少なくとも2回、事前打ち合わせ、議会運営委員会、この2回の立場で、議会運営委員会はオブザーバーという立場ですけれども、発言の機会もあるわけですから、当然副議長としての立場は保障されているんじゃないかというふうにか思います。

議会運営委員の中にも、議会運営委員会で反対をされる場合もありますけれども、最終的には議会運営委員会の総意として議員の皆さん方全体に御報告をする中で決定をしていただいているという経緯がございますので、それを自分はこういう意見だからということで、すべてに対してそういう職責の方々が反対をされたら、議会の運営はできないと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

やはり、何回話しても一致点が見出せないんじゃないかなと思っています。私は、やはり副議長とはどういう地位にあるのかというものが根底にあって初めて職責が全うされると思っています。

それからもう一つは、議会運営委員会が新エネルギービジョン策定委員会の委員選出に当たって、ここに書いてあるように、混乱を生じさせたというふうになっておりますね。こういうふうなときに、私は、この問題は、事前にいろんなことが申されておりますが、議会で、各種委員には法的に出すというものでない以外は出さないということで、これは申し合わせということになっておりますね。これもやはり守られていない中で、そして、そういうふうな中で何が中西議員が先頭となり混乱を生じさせたのか、私には全くわからないわけなんです。この辺については、もっとわかりやすく説明をしていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

答弁求めます。（「そがんとはなか。言うぎ切りない」と呼ぶ者あり）17番中島邦保君。

○17番（中島邦保君）

ただいま寺山議員が申されましたが、まず、副議長は一般に、議長とともに議会運営などに責任を持ち、議会を代表する立場にあられると思います。また、議会活動においては、他の一般議員と同じ立場にあると思いますので、やはり特に議長とは議会運営等に責任を持たなければならないと思います。

以上です。（「質問に的確に答えんば……」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「何遍でん同じこと言うて。……そうじゃなかったろうもん、今の質問」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

新エネルギービジョンに関してでございますけれども、これが議長から諮問が7月下旬の議会運営委員会にございました。それで議長は、先ほどからもあっておりますが、議会議員として法令等に書いてあるもの以外は議員は原則として出さないということで、一度お断りをされましたけれども、そういう中で再度要請があったということは、先ほどのやりとりで

あったとおりでございます。

そこで、議会運営委員会に諮問がございました。その前に、先ほどから申しておりますように、打ち合わせ会がっております。そして、議運の方に諮問をされて、確かに、その席で副議長は出さないんじゃないかというようなオブザーバーとしての意見を出されたというふうに認識をしております。それともう一名、谷川議員が出されました。それは議員の皆さん、認識をされています。

そこで、いろんな議論をした中で、このエネルギービジョンに関しては、「審議会等」という表現がしてございますけれども、直接議会に屋上屋を重ねるような形で自分たちが提案したものを議論するというようなものではないから、エネルギービジョンの委員として出してもいいんじゃないかというようなことで、議運の方では方向性を出して、それで2名の方を選出して、議長に答申をしたという形になります。それから今回の議会まで約1カ月ぐらいございましたけれども、副議長はそういう反対意見を持っていらっしゃったので、そこで、その期間にですね、辞令が交付されるまでに、議長と話し合いをしながら、全協を開いて皆さんに協議をして出さない方向もあったわけです。ところが、その間、そのような努力はされなくて、議長がそういう形で答申をしたことに対して逆の動きをされたんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

今の話は、全協の折に再三聞いてきたことなんですが、こういうことをここに出されておりますから、この場で聞かないとわからないから聞いたわけでございます。

今おっしゃった中身で、議運で話したこと、そして、その中で決まって議長に報告をし、それを全協の場で報告したら、それは違うんじゃないかと、そういうふうなやりとりがあって、現在は辞退をされているという、現実的にはなっています。これに関して、中西副議長が不信任案の動議を出されるような責任がここでそれほど重いものなのか。事実そういうことがあったにせよ、それについて私は問うているわけです。それほど重いものなのでしょうか、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

一つ一つの事件を取り上げて、これが重い、これが軽いというような判断じゃなくて、先ほどから議論がされておりますが、一つの例として、合併関連議案、あるいはエネルギービジョンに対する取り組み等を出してございまして、そのほかにも、「等」という表現をして

ございます。ここでこれこれということはすぐには思い浮かんできませんが、総合的に見て議長の議会運営に対して非協力的だったということではないかと考えております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

今も森田議員と同じようなことが申されました。これは一例であって、いろんなことがあると。ですが、議会議員として、また公の場でこういうふうな混乱を生じさせた、こういうふうなことは私は存じません。ですから、この不信任という動議に対しては、私としては何でというふうな、議員でありながら動議の中身が理解できません。このことは多くの市民にとっても、何でこういうふうな不信任が鹿島市議会で出されたのかということに対して、私はそれこそ不安と、それから、いろんな意味で議会に対する不信任等が生じてくるんじゃないかと——不信任といいますか、そういうふうなものも、不信任じゃないですね、何と言ったらいいですかね。（「不信」と呼ぶ者あり）不信ですね。不信が生じられるんじゃないかというふうに、そっちの方が大きな心配としてあります。

議会議員が仲よくスムーズに、これは一番いいことでありますが、議員はそれぞれのいろんな考え方、また、いろんな立場の方の代弁者としてここに立っているわけですので、意見が異なっても、私はそれを封鎖したり、そして間違っているということは決して言うことができないという立場で、ここにいつも立たせていただいております。そういう気持ちからして、議員としての権利の保障が危ぶまれるこのような動議に対しては非常に疑問を持っております。

私は討論には立ちませんが、以上を述べて、質問としたいと思います。

○議長（小池幸照君）

19番谷川清太君。

○19番（谷川清太君）

いろいろ質問、お答えがあつておるようでございますが、今回のこの不信任の動議につきまして、私もどうもわからないという点がございます。したがって、合併関係について、あるいは新エネルギービジョン策定委員会の委員選出について、若干お尋ねをしたいと思います。

合併の問題につきましては、もう皆さん御承知のとおり、この1年有半、執行部がいろんな努力を重ねてこられて、合併まであと一歩というところまで来ておるわけでございます。現在、合併のいろんな問題が停滞をいたしておるというのは、これは太良町のお家の事情じゃないかと。鹿島市議会の議員のいろんな問題で、この合併問題に混乱が生じたと、そういうことはあつていない。私は、そういう気がいたしております。そこが一つ私わからないところでありまして、合併問題に副議長の何か不都合かで混乱が生じておるのか、そこを具体

的にお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、この策定委員会の委員の選出ですが、これは議長から議会運営委員会に選任についての提案がなされました。私も議会運営委員でございますので、その提案にあずかったわけでありますけれども、そのときの議会運営委員会の審議の様態を申し上げますと、議長から提案をなされて、その提案を受けて議運の方から意見が出されております。しかし、これは一人の委員の意見でありまして、それについては、ほかの委員からは別に異議があっておりません。そして、委員はだれにするというそういう審議がなされて、私もその審議のあり方、これにつきましては、実は前も、いろんな審議会、委員会の委員については議会の議員全部が申し合わせをいたしまして、なるべく自粛しようということで決められた、その一つのルールがあるわけです。それで、そのルールを飛び越えて、議運で審議、決定がなされたら、委員の選出がなされたということについて、私はこういうことじゃないかと、そのルールはどうかということで発言をいたしましたわけでありまして、しかし、それについては各委員からの御意見は何もなく、私一人がその意見を述べたということになりまして、あとは、それで一応議運の会議は終わったわけでありまして。

そういうふうなことで、全員協議会では全体的なルールが守られないということについてのいろいろ議論がなされたわけでございますけれども、やはり議員全部が申し合わせた事項につきましては守らなくちゃいかんのではないかと、私は一途にそういうふうな考えでしたので、こういうことではルールは今後も守られるのかどうかと非常に危惧をいたしましたわけですが、したがって、私は、こういう議運の審議のあり方であれば辞表を出しますということで、実は私が辞表を出したという経緯があるわけでございます。

そのことで、いろいろ議長の計らいで各委員会で協議をして、結果的には8名のうち5名が辞表を出すということに実はなったわけでございます。その問題でですね、実際、混乱が生じたというのは何を指して混乱が生じたというふうに動議の理由になっておるのか、この辺が私は不可解、わかりません。やはりルールはルール、議会の秩序を保つためにも、こういうルールはお互いに守っていかなければならない。私は、こういった問題に対する純粋な気持ちと申しますか、これはこういうふうにしななければならないんだと、そういう考え方で実は辞表を出したわけございまして、それによって混乱が生じたら、もしこの動議の理由がそういうところにあるとすれば、私が責任をとらなくちゃいかん、私はそういうふうを考えます。

しかし、この問題は、先ほどから議長の問題もいろいろ言われておりますけれども、この提案をされたのは議長にはそれなりの理由があったということをご協会で述べられております。もしそういうことで理由がこの議運の審議のときにその前段で議長から説明があつておれば、こういうことはなかったというふうに私は思うわけです。したがって、何も議長を追及するという意味ではなくて、やはり取り扱ひ上、説明不足だったと、こういうふうに議長本人と

話をしたわけでございますけれども、そのことについては一応ここでは何も私は触れておりません。

そういうことですから、この合併問題と策定委員会の委員の選任、これで動議を出すということであれば、混乱を生じたその理由を具体的にお聞かせいただきたいということで、実は御質問をしたわけでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

今の谷川議員の質問にお答えします。

今まで各議員が質問され、答弁も各議員がされてきた、そのように私は認識しております。

○議長（小池幸照君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

議案第4号 中西副議長の不信任案の動議に対して、反対の討論を申し上げます。

全協でもちょっと話がありましたけれども、副議長は議長を補佐する立場にありながらとありますけれども、いろいろな資料を提出していただきまして、副議長は議長を補佐するというよりも代理機関である。副議長は副議長であるということございまして、そういうものは辞任の理由にはならないと思うわけでございます。

今回の事件は、全員協議会におきまして、13年3月、議運、全協で確認済みでございますけれども、議員の各種審議会委員等の就任について、特に法令の定めのあるもの及び一部事務組合を除き、議員の委員等の就任を慎むものとし、現議員委員らは原則として任期満了と同時に辞任することとする。これは全部で承認、確認済みでございます。

そして、15年9月22日の議運で農業委員会の問題が出たわけでございますけれども、これは一応その時点で地区推薦が済んでいればということで、これは仕方なかろうということになったわけでございますが、その後、今度の新エネルギービジョン策定委員会の問題が出たわけございまして、こういうふうな申し合わせ事項が無視されているということに対して、議長あるいは議運に対して非常に不満が出たわけでございます。

やっぱり我々議員は、条例を選定、あるいは策定、あるいは自分たちでも出すことがで

きます。そういう意味で、決められたことは守るということは議員の第一条件であろうと思うわけでございまして、法的には効力はないかも知れませんが、全員協議会、あるいは正式な議運で決定された事項は的確に守っていかなければならないと思うわけでございまして、それに対して中西副議長はそれを破ったということはございませんし、議運の中での副議長という立場はあくまでも陪席でありまして、発言もオブザーバー的な発言しかできないと思うわけでございます。そういう意味からしますと、その責任を問うというのはちょっと見当違いではないかと思うわけでございまして、この案に対しては反対を申し上げます。

議会というものは、常に法を守りながら、そして法の上に円満としていかないと、自分たちの都合のいいことで円満というわけにはいかないということを皆さんに御認識していただきたいというふうにして、討論を終わります。

○議長（小池幸照君）

ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

これより中西副議長不信任案の動議を採決いたしますが、この採決の方法は、無記名投票をもって行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

異議ないものと認めます。よって、無記名投票によって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（小池幸照君）

ただいまの出席議員数は20名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（小池幸照君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

配付漏れはないと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（小池幸照君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条の規定より、否とみなします。

これより投票に移ります。職員の点呼において順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

〔氏名点呼・投票〕

○議長（小池幸照君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（小池幸照君）

本日の会議時間は、あらかじめこれを延長します。

開票を行います。

会議規則第30条の規定により、立会人に20番松尾征子君、19番谷川清太君、18番吉田正明君を指名します。よって、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（小池幸照君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、賛成11票、反対8票、無効1票です。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、中西副議長不信任案の動議は可決されました。

暫時休憩いたします。

午後4時54分 休憩

午後5時25分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

中西副議長の不信任案動議は可決されましたので、通告をいたします。

お諮りいたします。この際、会期の延長を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、この際、会期の延長を日程に追加し、議題とすることに決しました。

会期の延長を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を9月25日から9月27日までの3日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、会期は9月25日から9月27日までの3日間延長することに決しました。

お諮りいたします。本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会し、25日、26日の2日間は休会とし、次の会議を9月27日午前10時から開き、議案審議を行います。どうもお疲れさまでした。

午後5時27分 延会